

憲法記念日を迎えるにあたっての会長談話

日本国憲法が施行されて75年目の憲法記念日を迎えました。

日本国憲法は、先の大戦の反省から、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、基本的人権の尊重、国民主義、恒久平和主義を基本原理として制定されました。そして、日本国憲法には、日本国だけではなく、全世界の国民が、平和に生存する権利があることを前文で述べられています。この憲法のもと、戦争をさせない国際秩序の確立に日本国が一定の役割を果たしてきました。また国民も不断の努力をおしまず、平和な社会生活が送れるよう尽くしてきました。

しかし、現在、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻が行われ、多数の命が失われ、住居が破壊され、文化が壊され、平和に生存する権利が侵害されています。

「戦争は最大の人権侵害である」という戦争による悲惨な現実を目の前に突き付けられ、胸を締め付けられる思いです。

基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする弁護士によって組織される当会は、平和に生存する権利が侵害されている姿を目の当たりにし、憲法記念日において、恒久平和主義を守るためのなおいっそうの使命を果たすことを強く決意します。

2022（令和4）年5月3日

佐賀県弁護士会

会長 井 寺 修 一